

令和4年9月18日  
福岡市市民局防災・危機管理部

市政記者各位

令和4年台風第14号に伴う災害救助法第2条第2項による  
災害救助法の適用について

令和4年台風第14号に伴う災害が発生するおそれがあり、国において災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部が設置されたところです。

これを受けて、福岡市では、災害により被害を受けるおそれが生じていることから、災害救助法第2条第2項による災害救助法の適用を決定しました。

なお、福岡県内の全市町村に対し、福岡県により災害救助法が適用されております。

1. 法適用日

令和4年9月18日

2. 適用範囲

市内全域

3. 災害救助法に基づく支援内容

・避難所の設置

(参考) 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事又は救助実施市の長は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

【問い合わせ先】

市民局防災・危機管理部 米倉・岩倉・長島 (711-4056) 内線 1727